

乙訓福祉施設事務組合障がい者活躍推進計画

1 機関名	乙訓福祉施設事務組合
2 任命権者	乙訓福祉施設事務組合 管理者
3 計画期間	令和6年度から令和10年度まで（5年間）
4 乙訓福祉施設事務組合における障がい者雇用に関する課題	乙訓福祉施設事務組合は、現在、法定雇用率が未達成の状況にある。よって、法定雇用率の達成を目指すとともに、障がい者である職員を採用した際の定着及び活躍のための体制整備・取組が求められる。
5 目標	
(1) 採用に関する目標	（目標）実雇用率を各年6月1日時点において法定雇用率以上とする。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
(2) 定着に関する目標	（目標）不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、採用者の定着状況を把握・進捗管理。
(3) 満足度、ワークエンゲージメントに関する目標	（目標）前年度を上回る ※計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。 （評価方法）毎年4月時点で在籍している障がい者（新規採用を除く）に対し、調査を実施し、把握・進捗管理を行う。 ※ <u>ワーク・エンゲージメント</u>（仕事に対しての積極的関与状態） 「仕事に誇りや、やりがいを感じている（熱意）」、「仕事に熱心に取り組んでいる（没頭）」、「仕事から活力を得て生き生きしている（活力）」の3つが揃った状態を指す。
(4) キャリア形成に関する目標	（目標）障がい者が担当する職務の拡大 障がい者である職員と、定期的に面談等を実施し、職員の希望及び適性を踏まえ、必要に応じて適性に合った職務を選定する。 （評価方法）毎年度、面談記録を元に状況把握・進捗管理を行う。
6 取組内容	
(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備	
① 組織面	ア 障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 イ 組織内の人的サポート体制を担う相談窓口を総務課に設置する。

② 人材面	ア 障がい者が配属されている部署の職員を中心に、京都労働局が開催する「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」や各種障がい者雇用等に関する講座・研修会への受講案内を行い、参加を募る。 イ 職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修等を行う。
(2) 障がい者の活躍の基本となる職種の選定・創出	
	ア 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 イ 定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
① 職務環境	ア 新規に採用した障がい者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 イ 措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
② 募集・採用	ア 庁内実習における職場体験を積極的に行う。 イ 採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や業務選定などを工夫し、障がい種別に関わらず、積極的な採用に努める。 ウ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。 ・「自力で通勤できること」といった条件を設定すること。 ・「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。
③ 働き方	ア 勤務時間内において、柔軟な時間管理制度の利用を検討する。 イ 年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
④ キャリア形成	本人の希望等も踏まえつつ、必要に応じて研修等の教育訓練を実施する。
⑤ その他の人事管理	ア 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮

	を行う。 イ 障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の必要な措置を行う。 ウ 中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 エ 本人が希望する場合には、「就労パスポート」（障がい者が働くうえでの自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などについて、支援機関と一緒に整理し、事業主などにわかりやすく伝えるためのツール）の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
7 その他	
国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。	